

離着陸に関する特例に係る実施要領

(平成 25 年 3 月 29 日 成共地企第 1087 号

成運運運第 1175 号)

改正 平成 27 年 2 月 27 日 成共地企第 1105 号 (ア)

成運運運第 1161 号 (ア)

改正 2019 年 10 月 15 日 成共地企第 1086 号 (イ)

成運運運第 1171 号 (イ)

改正 2020 年 3 月 30 日 成共地企第 1134 号 (ウ)

成運運運第 1300 号 (ウ)

(目的)

第 1 条 この要領は、成田国際空港管理規程（昭和 53 年 5 月 15 日 規程第 24 号）（以下「規程」という。）第 26 条に基づき、離着陸に関する特例に係る手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(航空機騒音インデックスの取得)

第 2 条 離着陸に関する特例の適用を受けようとする航空運送事業者その他離着陸等施設を使用する者（以下「航空運送事業者等」という。）は、規程第 7 条第 2 号に定める事項を離着陸等施設を使用する日の 1 箇月前までに、別に定める「空港使用料金の取扱いに関する要領」第 2 条の規定に従い、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）に届け出て、離着陸等施設を使用する前までに、使用航空機について航空機騒音インデックスの割当てを受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(イ)

(情報提供)

第 3 条 離着陸に関する特例の適用を受けようとする航空運送事業者等は、規程 26 条第 1 項第 2 号のいずれかの事由が発生したときは、別添「連絡体制表」に従い、速やかに電話にて会社に連絡する等、可能な限り情報提供に努めるものとする。

(申請)

第 4 条 離着陸に関する特例の適用を受けようとする航空運送事業者等は、別添「連絡体制表」に従い、電話にて会社に申し出るとともに、次の各号に掲げる事項を会社が指定する様式に記載し、特例の適用を受ける理由を証する書類を添付のうえ、FAX 又はメールにて会社に申請し、会社の承諾を得なければならない。(ア)

- (1) 運航日
- (2) 航空運送事業者等名
- (3) 出発又は到着の別
- (4) 便名
- (5) 出発地又は目的地
- (6) 離陸又は着陸予定時刻 (JST)
- (7) 型式（「ICAO Doc8643 AIRCRAFT TYPEDESIGNATORS」による型式略号）
- (8) 登録記号

- (9) 航空機騒音インデックス
- (10) 離着陸に関する特例の適用を受ける理由

2 前項の様式に用いる文字等は次のとおりとする。

- (1) 英文字は、アルファベットの大文字とし、字体は活字体とする。
- (2) 数字はアラビア数字とする。
- (3) その他文書を記入する場合には日本語とする。

(申請期限)

第5条 前条第1項の申請期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 着陸しようとする場合(ア)(イ)

出発地の空港等をスポットアウトする前まで、かつ、午後11時45分まで
ただし、スポットアウト後に規程第26条第1項第2号のいずれかに該当する事由が突発的に発生した場合については、離陸してから1時間後まで、かつ、午後11時45分まで

なお、規程第26条第1項第2号(エ)に該当する場合は、午後11時45分まで(ア)

- (2) 離陸しようとする場合(ア)(イ)

午後11時45分まで

ただし、午後11時45分以降に規程第26条第1項第2号(オ)に該当する事由が突発的に発生した場合については、午後11時59分まで

(承諾)

第6条 会社は、航空運送事業者等から第4条第1項の申請があった場合は、速やかに当該航空運送事業者等に対し、離着陸に関する特例の適用の諾否について、FAX又はメールにて通知するものとする。(ア)

(連絡)

第7条 航空運送事業者等は、離着陸に関する特例の適用について会社から承諾を得た場合は、別添「連絡体制表」に従い、速やかに関係機関に対して、その旨を電話にて連絡しなければならない。

(申請内容の変更)

第8条 航空運送事業者等は、第4条第1項の申請内容に変更が生じた場合は、別添「連絡体制表」に従い、直ちにその旨を電話にて会社に申し出るとともに会社が指定する様式に変更事項を記載のうえ FAX 又はメールにて会社に申請し、会社の承諾を得なければならない。(ア)

2 前2条の規定は前項の場合に準用する。

(申請の取り消し)

第9条 航空運送事業者等は、第4条第1項の申請を取り消す場合は、別添「連絡体制表」に従い、直ちにその旨を電話にて会社に申し出るとともに、関係機関に対して、その旨を電話にて連絡しなければならない。

(使用滑走路)

第10条 使用滑走路については、航空局管制保安部運用課航空情報センターから発行されたノータムにおいて、使用可能とされている滑走路とする。

(旅客対応)

第 11 条 航空運送事業者等は、旅客案内誘導又は交通機関等の手配その他旅客対応について、自己の責任により適切に行うものとする。

(禁止事項)

第 12 条 航空運送事業者等は、成田国際空港周辺地域に対する航空機騒音による影響に鑑み、恒常的に離着陸に関する特例の適用を受けて離着陸等施設の使用を繰り返してはならない。

(調査)

第 13 条 会社は、この特例の適用に関し必要があると認めるときは、航空運送事業者等に対し、報告を求め、書類等の提出を求めることができる。この場合、航空運送事業者等はこれに応じるものとする。

(改善措置)

第 14 条 会社は、前条による調査の結果に基づき、相当の期間を定めて適切な改善措置を指示することができる。

(適用除外)

第 15 条 会社は、航空運送事業者等が次の各号の一に該当するときは、当該航空運送事業者等を離着陸に関する特例の適用対象外とすることができる。

- (1) 第 4 条第 1 項に定める様式に虚偽の記載をしたとき
- (2) 前条に基づく会社からの改善措置の指示にもかかわらず、相当の期間内にこれが改善されないとき
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、規程第 26 条第 1 項もしくはこの要領に違反したとき

(情報公開)

第 16 条 会社は、離着陸に関する特例の適用を受けて離着陸等施設を使用した航空機について、航空運送事業者等名、便名、離着陸時間、離着陸に関する特例の適用を受けた理由等を会社ホームページ、空港情報センター公開資料等に掲載するとともに、空港周辺市町等に対して報告するものとし、航空運送事業者等はこれに同意するものとする。

(内容の変更)

第 17 条 会社は、本要領の内容を変更することができるものとする。(ウ)

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日 成共地企第 1087 号 成運運運第 1175 号)
この要領は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 27 日 成共地企第 1105 号 成運運運第 1161 号) (ア)
この要領は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (2019 年 10 月 15 日 成共地企第 1086 号 成運運運第 1171 号) (イ)
この要領は、2019 年 10 月 27 日から施行する。

附 則 (2020 年 3 月 30 日 成共地企第 1134 号 成運運運第 1300 号) (ウ)
この要領は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

様 式
年 月 日

成田国際空港株式会社
空港運用部門長 殿

会 社 名
代 表 者 名

離着陸に関する特例の適用について

標記について、必要事項を以下のとおり提出いたします。

運 航 日 _____ 年 月 日 航空運送事業者等名 _____

出発／到着	便 名	出発地／目的地	離陸／着陸 予定時刻 (JST)	型 式	登 録 記 号	航空機騒音 インデックス
						A・B・C いずれかに○

離着陸可能時間 (JST) : 00 : 00 から 00 : 30 まで

理 由 (下記①～⑤の中から該当する番号に○をつけ、その具体的内容を記入して下さい。)

- ① 成田空港を目的地とする航空機が、出発地の空港等における台風、大雪等の悪天候又は急病
患者、空港機能障害等の異常事態等やむを得ない理由により、遅延した場合の着陸
- ② 成田空港を目的地とする航空機が、飛行中の悪天候又は異常事態等やむを得ない理由のため
一旦他の空港等へ着陸したことにより、遅延した場合の着陸
- ③ 飛行中又は空港等における悪天候、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由のため
遅延が発生し、その影響により、成田空港を目的地とする航空機に玉突き遅延が発生した場
合の着陸
- ④ 成田空港を出発地とする航空機が、離陸した後、目的地の空港等における悪天候又は異常事
態等やむを得ない理由により、引き返す場合の着陸
- ⑤ 上記の他、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由により、遅延した場合の離着陸

(具体的内容)

※ 遅延理由及びその発生時刻について詳細に記載するとともに、内容を証明する書類を添付してください。

上記に記載した内容は、真正なものであることを誓約いたします。また、記載内容が公開され
ることについて同意いたします。

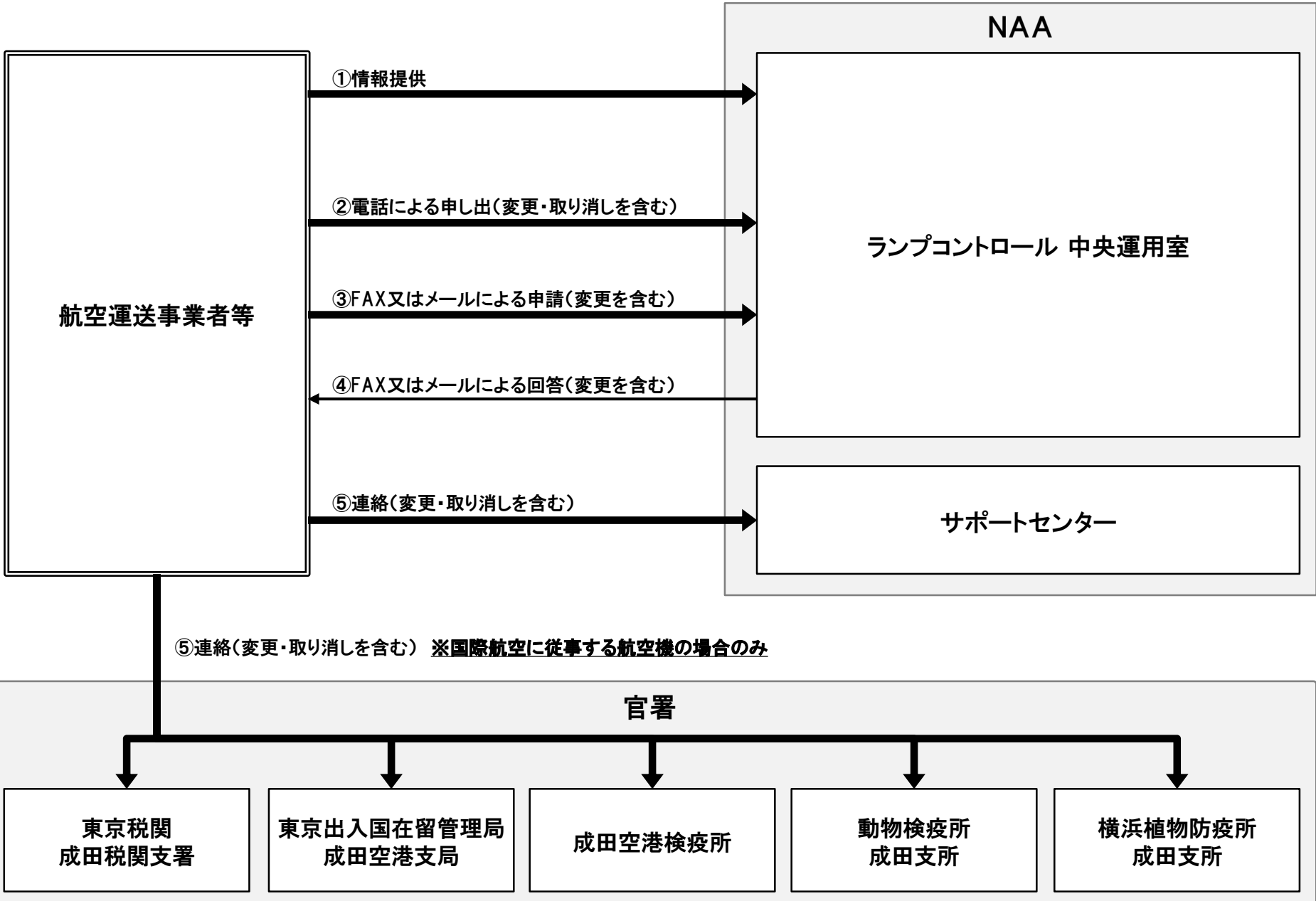
【担当者】 所 属 : _____ 氏 名 : _____

電 話 : _____ F A X : _____

(N A A 記入欄)

受付時間 _____ 担当者名 _____ 諾 ・ 否

連絡体制表



航空運送事業者等

NAA

①情報提供

②電話による申し出(変更・取り消しを含む)

③FAX又はメールによる申請(変更を含む)

④FAX又はメールによる回答(変更を含む)

⑤連絡(変更・取り消しを含む)

ランプコントロール 中央運用室

サポートセンター

⑤連絡(変更・取り消しを含む) ※国際航空に従事する航空機の場合のみ

官署

東京税関
成田税関支署

東京出入国在留管理局
成田空港支局

成田空港検疫所

動物検疫所
成田支所

横浜植物防疫所
成田支所